

教員の資質能力向上特別部会 基本制度 WG

更に検討する論点をめぐって

平成 23 年 11 月 14 日付 委員 横須賀 薫提出

### 次世代社会を支える教員の質について

学校には、児童・生徒の学習を組織する任務とその社会性を伸張する任務とがある。それを有効に進めるために概して児童・生徒を管理下におき、教師が一方的に指導する傾向があった。対象となる児童・生徒の年齢が高くなるにしたがってその管理的傾向が強化されてきた。

しかし、これからの学校の任務として大事になるのは児童・生徒の自己学習を支え、援助し、その可能性を引き出してやることである。それは自ら学ぶ力を信頼し、組織化していくことである。

そのために教員自身が学び続ける力を持ち続ける存在でなければならない。児童・生徒には教員自身が真剣に学びを追求する人間であるか否か、それを見抜く直観力が備わっている。教員がその目を裏切らない存在にならなければ次世代社会に意味ある学校となることはできないだろう。

### 教職課程担当教員の質確保について

教職課程担当教員は、原則として全員が課程認定の審査を受け、その的確性が判定されている。しかし、その審査は当該大学が提出する教員個人についての職務調書、履歴書、教育研究業績書について行われるものであるが、書面審査のみであるということと一時に大量の審査とならざるを得ない点で、その質確保の面ではそうとうに限界がある。

教育研究業績における問題は、次の二つの課題がある。

一つは研究者としての履歴を有する者の場合に、一定程度の論文等の執筆があってもそれが教職課程の教育において実践的指導力の養成に寄与する可能性がきわめて低いにもかかわらず、これまでの審査においては可とされており、当該大学も安易にその因習に従って教員組織の編成に当たっているという問題がある。

もう一つは、最近顕著にみられる傾向であるが、学校現場、教育委員会に勤務してきた現職教員、または退職した教員を、いわゆる実務家教員として教職課程担当者に編成する場合に、当該教員がまったく教育研究業績を有さない場合がしばしばあるという問

題である。当該大学は、教育現場にあったものなら誰でも教職課程の科目を担当できるものと決めてかかっているとしか思われず、前記同様に安易と言わざるを得ない。

こうした問題の背景には、大学における教育学教育において教員養成に従事する者の養成という課題が、近時までまったく考慮されてこなかったことがある。

今後、課程認定の審査を厳密に行う体性を整えるとともに、教育学教育において教職課程を充実させる人材養成に意識的に取り組む必要がある。